

令和2年度に向けての施策構築について（案）

昨年度に庁議等で議論した内容を踏まえ、令和2年度に向けた施策構築は以下のとおり進めていく。

1 施策構築の必要性

次年度の県政運営の方向性や留意すべき事項等を示し、基本構想に沿った政策・施策を全庁として着実に推進するために施策構築を行う。

2 次年度に向けての検討課題

- (1) 平成30年度は、予算に関する検討・作業（収支改善、政策課題協議、予算編成）が続くことで重複感、負担感があった。
- (2) 政策の方向性等を議論する場として、政策課題協議を設けているが、個別の事業説明の場になりがちであった。

3 令和2年度に向けた施策構築の進め方

【見直しの考え方】

- ・次年度の予算編成に向け、知事のトップマネジメントがより有効に機能する仕組とする。
- ・国の動きや急な情勢変化に迅速に対応できる仕組とする。
- ・総合企画部と総務部の連携をより密にし、効率化を図る。
- ・部局が行う作業の重複感、負担感を減らす。

(1) 主要施策の知事協議におけるテーマの決定（6月下旬）

- ・組織目標の知事協議も踏まえ、基本構想に沿った政策・施策を着実に推進するために、令和2年度に重点的に取り組もうとする主要施策のテーマを各部局で選定する。（各部局3～5テーマ）

※テーマの規模は基本構想実施計画の「施策の展開」レベルを想定

テーマ選定の様式イメージ案

テーマ	選定の理由	部局連携の視点
○○○○	○○○○○○○○○○	—
△△△△	△△△△△△△△	△△△△△△△△

- ・知事との協議を踏まえ各部局の協議テーマを決定する。

※各部局から出されたテーマについては、全庁的な視点を踏まえ、企画調整課が一括して知事協議を行う。

(2) 「主要施策の知事協議実施通知」の発出（6月下旬）

- ・各部局に対し、以下の事項を通知する。

①協議テーマ

②協議日程

③重点化特別枠（地方創生推進交付金枠を含む）の総額、部局ごとの重点化特別枠予算要求上限額

※早い段階で各部局が予算要求の上限額を把握したうえで、来年度の方向性を検討いただきたいという趣旨

※重点化特別枠（地方創生推進交付金枠、部局横断枠は除く）は各部局に一律で配分する。

※昨年度議論した4つの部局横断のテーマについては、部局枠とは別に重点化特別枠を確保する。それ以外の部局連携の取組については、各部局の配分枠の中で対応

※地方創生推進交付金の配分については別途検討中

※知事協議にあたっての留意点（データ分析の活用等）を合わせて通知する。

(3) 主要施策の知事協議（7月下旬～）

- ・（1）の協議テーマにかかる主要施策について部局ごとに知事協議を行う。

※現状・課題、課題解決に向けたアプローチ方法（基本構想実施計画で取り組む4年間の方向性を踏まえ、検討すること）、基本構想2年目となる令和2年度の取組について協議する。

※予算規模の提示については部局の任意とする。

※施策の方向性を議論する場（個別事業実施の可否を決定するものではない。）

- ・協議結果（知事・副知事からの指示事項を含む）については、企画調整課が各部局別に整理し、通知する。

(4) 予算編成および進捗確認の実施（9月～10月）

- ・各部局は、主要施策の知事協議結果を踏まえつつ、予算編成を進める。

【重点化特別枠の対象となる事業】

・主要施策の実現に向けた事業とする。

・新規または拡充とする。

※重点化特別枠は、基本構想推進のため新規・拡充事業に取り組むためのインセンティブとして設けるもの

※上記の基準を満たしていれば、重点化特別枠予算要求上限額の枠内で予算要求できる。

- ・企画調整課は以下の事項について、各部局に対して進捗確認を行う。財政課においても各部局の状況が把握できるよう、企画調整課と財政課間で情報を共有する。

①7月の知事等指示事項についての対応状況の把握

状況把握の様式イメージ案

テーマ	知事等指示事項	対応状況
○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○
△△△△	△△△△△△△△	△△△△△△△△

- ②国の動きなど大きな状況変化への対応状況の把握
- ③予算編成に向けた部局からの相談への対応

- ・進捗確認の中で、知事と関係部局の再協議が必要となる場合は企画調整課が調整を行う。

(5) 予算見積書の提出および予算査定（11月～）

- ・企画調整課は、知事等指示事項や進捗確認を踏まえ、特に確認が必要となる事業について、財政課の予算担当ヒアリング等に同席する。

令和2年度に向けた施策構築のスケジュール(案)

	案	2019年行事、県議会等
4月	<p>基本構想等進行管理 4月中頃:各部局に依頼 7月上旬:庁議</p> <p>4/18(木),22(月) 組織目標知事協議</p>	<p>4/7 県議選</p>
5月	<p>施策構築の進め方について(庁議) 県政経営幹事会議 5/17(金) 県政経営会議 5/20(月) 県政経営幹事会議 5/24(金) 県政経営会議 5/28(火)</p> <p>部局による協議テーマの選定 (照会期間:5月下旬~6月中旬)</p>	<p>4/27~5/6 10連休</p> <p>5月招集会議(5/10)</p>
6月	<p>6月下旬 各部局の協議テーマを決定</p> <p>6月下旬 主要施策の知事協議実施通知</p>	<p>6月定例会議 6月上旬~下旬</p>
7月		<p>参院選 (7/28任期満了)</p>
		<p>7月下旬 基本構想審議会</p>
8月	<p>7月末~8月上旬 主要施策の知事協議</p> <p>基本構想審議会での意見を部局と共有</p>	<p>夏季集中休暇(お盆)</p> <p>8月末 国の概算要求</p>
9月		<p>9月~10月頃 各部局における予算編成作業 主要施策の知事協議の進捗確認</p> <p>予算編成会議9月(予定)</p>
10月		<p>9月定例会議 9月中旬~10月中旬</p>
11月	<p>予算見積書の提出および予算査定(財政課)</p>	<p>予算書提出締切り11月1日(予定)</p>
12月		<p>11月定例会議 11月下旬~12月下旬</p>
1月	<p>1月 予算見積状況公表</p>	
2月	<p>2月上旬 予算公表</p>	<p>2月定例会議 2月中旬~3月下旬</p>
3月		

滋賀県基本構想実施計画の体系・目次

1 人 自分らしい 未来を描ける生 き方	①生涯を通じた「からだどころ」の健康	(1) 生涯を通じた健康づくり 1 (1)-① 健康増進に向けたいきいきとした暮らしの推進 (1)-② 病気の予防と健康管理の充実 (2) 本人の暮らしを真ん中においた医療福祉の推進 3 (2)-① 効率的かつ質の高い医療提供体制の構築 (2)-② 高齢者の暮らしを支える体制づくり (2)-③ 滋賀の医療福祉を支える人材の確保・定着・育成 (3) 文化やスポーツを通じた元気な地域づくり 5 (3)-① スポーツで元気な地域づくり (3)-② 文化力を高め、発信することによる元気な地域づくり (4) 子どもを安心して生み育て、子どもの健やかな育ちを支える社会づくり 7 (4)-① 子どもを生み育てやすい環境づくり (4)-② 子ども・若者を社会全体で応援 (4)-③ 困難な課題を有する子ども・若者を支える
	②柔軟で多様なライフコース	(5) 子どもがたくましくしなやかに生きる力を身に付けるための教育 9 (5)-① 子ども一人ひとりの個性を大切に、生きる力を育む (6) 誰もが動き、活躍できる柔軟で多様なライフコース 11 (6)-① 誰もが活躍できる多様な働き方の推進 (6)-② 学び直しや再挑戦しやすい環境づくり
2 経済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業		(1) 成長市場・分野を意識した産業創出・転換 13 (1)-① 先端技術等を活用した新たな市場展開や交流によるイノベーションの創出 (1)-② 滋賀ならではの特色を活かした観光の創造 (2) 人材確保と経営の強化 15 (2)-① 人材の確保・定着 (2)-② 経営の強化・事業承継 (3) 生産性の向上や高付加価値化等による力強い農林水産業の確立 17 (3)-① 担い手の確保・育成と経営体質の強化 (3)-② マーケットインの視点による農林水産業の展開 (3)-③ 農林水産物のブランド力向上
		(1) 生活や産業を支える強靱な社会インフラの整備、維持管理 19 (1)-① 生活や産業を支える強靱な社会インフラの整備、維持管理 (1)-② 超スマート社会を支える環境づくり (2) コンパクトで移動や交流しやすい交通まちづくり 21 (2)-① 暮らしやすいコンパクトなまちづくり (2)-② 地域を支える新たな公共交通の仕組みづくり (3) 暮らしを支える地域づくり 23 (3)-① 地域コミュニティを支える人材の育成等 (3)-② 地域の活性化に向けた移住促進と空き家の発生予防、利活用の促進 (4) 安全・安心の地域づくり 25 (4)-① 災害に強い地域づくり (4)-② 犯罪の少ない安全・安心の地域づくり (4)-③ 交通事故の少ない安全・安心の地域づくり (5) 農山漁村の持つ多面的価値の次世代への継承 27 (5)-① 農山漁村の持つ多面的価値の次世代への継承 (6) 多様性を認め、互いに支え合う共生社会の実現 29 (6)-① 誰もがその人らしく、居場所があり活躍できる共生社会の実現
		(1) 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用 31 (1)-① 琵琶湖の保全再生と活用 (1)-② 生物多様性の確保、森林の多面的機能の発揮 (2) 気候変動への対応と環境負荷の低減 33 (2)-① 気候変動への対応 (2)-② 環境負荷の低減 (3) 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、国際的な協調と協力 35 (3)-① 環境学習等の推進 (3)-② 調査研究・技術開発の推進、国際的な協調と協力
3 社会 未来を支える 多様な社会基盤		
4 環境 未来につなげる 豊かな自然の恵み		
参考資料（政策の目標一覧）		37

施策構築の見直しにかかるメリット・デメリット

《メリット》

- ・ 主要施策の知事協議を前倒しすることで、部局が余裕を持って予算編成作業を進めることができる。
- ・ 個別の事業ではなく、施策の方向性を議論することで、知事のトップマネジメントがより機能するようになる。
- ・ 重点化特別枠に係る取組だけでなく、施策全体を見ながらの協議が可能となる。
- ・ 総合企画部と総務部が連携することで施策構築にかける職員の負担が軽減される。
 - （企画調整課）各部局から提案された事業の採択の可否を判断する作業がなくなる。
 - （財政課）予算編成に向けた作業が平準化される。
 - （全庁）施策構築と予算編成の検討・作業の重複がなくなる。

《デメリット》

- ・ 予算の範囲内で重点化特別枠を均等に配分すると、昨年度から減額となる部局に不満が出る可能性がある。
 - ⇒ 各部局の事業内容等が決まらない段階で配分額を通知することになるので、部局ごとに金額を配慮することは難しい。
 - ・ 重点化特別枠は当然減で0となり再構築されるものである。
 - ・ 仮に、総額を超える予算要求額を配分した場合、全額を認めることができなくなるため、部局の作業が無駄になる可能性があり、今回の見直しの主旨に反すると判断した。
- ・ 仕組みとして重点化特別枠での予算要求が認められなかった取組を通常枠に振り替えるタイミングが無くなる。
 - ⇒ 今回から部局の判断で重点化特別枠の予算要求が認められることになるものであり、予算内示で認められなかった事業は通常のルールに則り復活調整にあげることになる。

部局横断のテーマについて

- ・ 昨年度議論した4つの部局横断のテーマについては、引き続き重点化特別枠を確保する。
- ・ 上記以外の部局連携の取組については、各部局に配分された枠の中で対応することとする。

県政経営会議（R1.5.20）における主な意見 ～令和2年度に向けての施策構築について～

（1）主要施策の知事協議におけるテーマの決定

将来を見据え、県として取り組むテーマを掲げ、部局連携で施策を組立て、最終的に予算案公表の段階で、明確に県として重点的に取り組む内容を伝える。この流れが大事であり、各部局から出てきたものを、全庁的な視点でしっかり検討する必要がある。

⇒各部局から出てきたテーマを、企画調整課でまとめ、知事協議にあげる。その中で反映させたい。

（2）「主要施策の知事協議実施通知」の発出

7月末に主要施策の知事協議をするにも関わらず、前段階の6月に、各部局枠を示すのはどうなのか。

⇒早い段階から要求できる枠を分かってもらった上で、来年度どうすべきか協議をしてもらいたい。

事業の中身も聞かずに、配分額を決めるのは縦割りの予算編成、施策構築になるのではないか。

⇒協議の内容によって配分額を決めるとなると、個別事業の内容や規模感を協議の場に出してもらうことになり、今回の進め方には合わない。主要施策の知事協議は大きな施策の方向性の議論であり、配分をざっくり決めるのは難しい。メリット、デメリットがあることは十分承知している。

（3）主要施策の知事協議

7月末の知事協議を終えた時点で、特別枠は決定するのか。市町の協力がいる事業もあるので、ある程度の枠を決定し具体的な協議に入りたい。特別枠で認めたものは、そこで査定が終わったと位置付けてもらうほうが動きやすい。

⇒7月末の知事協議は大きな方向性の議論をしてもらう場であって、配分額を決める議論ではないと考える。知事協議では額についての答えはない。最終的には査定を待ってもらうことになる。

(4) 予算編成および進捗確認の実施

重点化特別枠と通常枠の色分けは無くなると理解してよいか

⇒特別枠の意味合いは基本構想にむけて、新規または拡充したものを出してもらうインセンティブとしている（色分けはある。）。

特別枠で、はみ出さざるを得なかったものを、通常枠の中に入れてきた経過がある。2つの枠の調整が出来るようにしてほしい。

⇒今回は知事協議による〇×はなく、重点化特別枠予算要求上限額を配分するので、重点化枠にあげたいものは予算の範囲内で要求できる。査定が必要なものについては、財政課との予算復活の中で、十分やりとりしてもらう。

【新規・拡充について】

新規拡充ということだが、継続してするものもある。その部分は、どういうふうに施策を立てていけばいいか。継続の部分はどこにも担保されていない。そのことも含めて7月の知事協議をすればいいのか。

⇒継続部分については、昨年度のやり方と変わっていない。前年度の枠はいったんリセットされる。今年度も継続してする必要がある事業は、重点化特別枠を活用して予算要求をしてもらう。

【その他】

11月1日に予算書を提出することになっているが、決算特別委員会の内容を反映させるための時間が無いのではないか。

⇒決算特別委員会での意見を踏まえ修正することもあり得るが、決算特別委員会の内容を反映できるよう予算編成の進め方に配慮する。

令和2年度予算の部局通常枠も6月に示されるのか。

⇒6月中には通常枠の額も示せるようにしたいと考えている。

会計管理局からも、部局連携という観点で重点化特別枠を活用することはできるのか。

⇒検討する。

県政経営幹事会議（R1.5.24）における主な意見
～次年度に向けた施策構築について～

環境政策課長：今回の見直しの趣旨は、知事と大きな方向性の議論をすべしということだと理解しているが、テーマのレベルは、政策レベル、施策レベル、事業レベルのいずれになるか。予算枠を先に示すとどうしても、事業レベルの議論になってしまうことを懸念する。

⇒ テーマのレベルは、基本構想実施計画における「施策の展開」レベル。
趣旨はお見込みのとおりで、基本構想実施計画の4年間や、その先を見据え、来年度、何をを目指すのかについて、大きな議論をお願いしたい。

環境政策課長：庁議にかけていく前に、企画員などとしっかり議論すべき内容である。企画調整会議では、どのような議論をしたのか。

⇒ 3月の庁議で見直し案を議論するために、企画調整会議で、企画員から意見を伺い、その内容を踏まえ、見直し案をつくってきた。
本日は、同時並行で企画調整会議を開催し、企画員に説明している。対応が遅れたが、以後、留意していきたい。

環境政策課長：部局連携枠の4テーマについて継続することは理解できるが、それぞれのテーマごとに取組の濃淡があるであろうし、テーマを固定したうえで、金額も一律配分だと、新しいテーマの芽だしにつながらないのではないか。7月の知事協議後に、枠の金額を増額することは考えられないか。

⇒ 昨年度、部局横断テーマ枠を設けたのは、知事の政策提案集の内容も踏まえ、部局連携を推進するインセンティブとなることを期待したもの。
既存の4つのテーマは、昨年度の議論の中で、複数年度取り組むことが想定されていたので、今回は継続することとしているが、本来、部局連携はそれぞれの部局が主体的に取り組むものであり、部局ごとの予算枠（地方創生交付金や部局の一般枠も含めたトータルの予算枠）の中で対応していただきたい。

商工政策課長：知事と大きな議論をするためには、データ分析も大切だと思うが、今回の資料では、その視点が示されていない。

部局連携テーマについては、4つ以外も柔軟に対応するよう検討されてはどうか。
⇒ データ分析は、大切な視点であり、主要施策知事協議の実施通知の中で示していきたい。

また、部局連携については、本来各部局が自主的に取り組むべきものであり、其々の予算枠の中で対応していきたい。

文化芸術振興課長：協議テーマの選定について、「全庁的な視点を踏まえ、企画調整課が一括して知事協議を行う」とあるが、照会の際に、選定基準に関する新たな視点を示す予定はあるか。

また、希望テーマが選ばれなかった際に、再チャレンジのチャンスはあるのか。

⇒ 協議テーマについては、知事の意向も反映しながら、全体のバランスを見て、企画調整課で調整させていただく。

テーマが選ばれなかった場合の再チャレンジについては、スケジュール的なことも踏まえ、検討したい。